

3

ご存じですか？

国民年金保険料免除制度について

国 国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除される「保険料免除申請」をしてください。（任意加入被保険者を除く）所得額だけでなく、失業・生活扶助等が免除該当要件となる場合もあります。

【申請について】 ※原則として毎年度手続きが必要です。

平成21年度分（平成21年7月から平成22年6月までの分）の免除を希望される方は、平成21年7月1日以降に印鑑と本人確認書類（免許証・保険証・年金手帳等）を持って役場へお越しください。その際、失業等により次の証明を持っている方は、一緒に提出してください。

- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者離職票
- 離職者支援資金の貸付決定通知書
- 右記に準ずる公的機関の証明

※免除制度は、決して「納めなくても大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。免除を受けた期間は、10年以内ならさかのぼって納めることができますので、支払える状況になればお支払いすることをお勧めします。（※2年度を過ぎると当時の保険料に加算金がかかります）
納付（追納）を希望される方は、直方社会保険事務所（☎0949・22・0905）にご連絡ください。

問合せ先 住民課 住民年金係 ☎05・33001

4

給付手続きはお済みですか？

定額給付金申請受付中！

桂 川町では、平成21年3月18日から定額給付金の申請受付、給付金支給を行っています。

まだ申請手続きがお済みでない方は、既に送付しております「定額給付金支給申請書」にて、お早めに申請していただきますようお願いいたします。

※「定額給付金支給申請書を紛失した」という場合は、問合せ先までご連絡ください。

【申請受付について】

受付期限 平成21年9月18日まで（消印有効）
受付時間 9時～17時（土日・祝日を除く）

問合せ先 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085

お詫びと訂正

広報けいせん6月号の暮らしの情報（23頁）「特設人権相談所開設」の問合せ電話番号に誤りがありました。
お詫びして訂正します。

【訂正前】 問合せ 福岡法務局飯塚支局 ☎21・1580

【訂正後】 問合せ 福岡法務局飯塚支局 ☎22・1580